第1号様式

ＩＷＡＴＥ・あんしんサポート事業に係る覚書

　社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会（以下「甲」という。）と社会福祉法人●●●●（以下「乙」という。）とは、乙が甲の趣意に賛同して実施する事業活動に関して、次のとおり覚書を締結する。

第１条（覚書の成立）

乙は、甲の趣意に賛同し、事業実施法人として関連する実施要綱等に記載した活動を行うことを承諾した。

１．あんしんサポート相談員の配置

　　相談員①　●● ●●　（特別養護老人ホーム●●　生活相談員）

相談員②　●● ●●　（●●保育園　保育士）

２．特別会費の納入

金　●●，●●● 円（年額）

第２条（誠実業務）

　乙は、事業実施法人として、関連する実施要綱等を熟慮して円滑な運営に努めるほか、当該事業に当たり困難事例や疑義が生じた場合、問題解決に向けた相談・措置を講じるものとする。

第３条（費用の精算）

　甲は、乙に対し、乙が当該事業の実施に際して発生した費用について、請求から１４日以内に乙の下記口座に振り込んで支払う。

　［振込口座の表示］

　銀行名（支店名）　●●銀行●●支店

　預金の種類　普通預金

　口座番号　●●●●●●●●

　口座名義　●●●●●●●●

第４条（費用）

　乙が、甲に対し、当該事業の実施に際して発生した費用として請求できる範囲は、以下のとおりとする。

１．生活困窮世帯等への現物給付に要した費用（１世帯当たり年間5万円以内）

２．その他甲乙間の協議により必要性が認められた費用

第５条（届出事項の変更）

　乙は、下記事項に変更があった場合、変更が生じた日から１か月以内に、第２号様式により甲に届け出るものとする。

１．あんしんサポート相談員

２．特別会費の金額

３．振込口座

第６条（秘密保持義務）

　乙は、当該事業遂行上、乙において覚知した甲の業務内容のほか、支援対象者に関する情報等について、第三者に漏洩してはならない。

第７条（覚書の期間）

　本覚書の効力が発生する期間は、令和２年３月３１日までとする。

　ただし、同期間終了の１か月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、本覚書の締結を延長しない旨の意思表示がない限り、本覚書の締結は自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

　以上のとおり、覚書の締結が成立したことを証するため、本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ１通を所持するものとする。

令和元年●●月●●日

　　（甲）　住所　岩手県盛岡市三本柳8地割1番３

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会

　会長　熊谷 茂　　印

（乙）　住所　岩手県●●●●●●●●●●●●

社会福祉法人●●●●●

理事長　●● ●●　　印

第2号様式

届出事項変更届

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人●●●●●　理事長　●● ●●　　印

ＩＷＡＴＥ・あんしんサポート事業に係る覚書に関する届出事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | １．あんしんサポート相談員  ２．特別会費の金額  ３．振込口座 | |
|  | 変更後 | 変更前 |
| あんしん  サポート  相談員 |  |  |
| 特別会費の金額 | 金　　　　　　　　　　円 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 振込口座 | 銀行名（支店名）  預金の種類  口座番号  口座名義 | 銀行名（支店名）  預金の種類  口座番号  口座名義 |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |

（備考）　該当する変更事項を○で囲み、該当する欄に記入してください。